# 令和3年度 第2回白井市地域福祉計画策定等委員会会議録

- 1 開催日時 令和3年11月8日(月)午後1時30分から2時30分まで
- 2 開催場所 白井市役所 本庁舎災害対策室2、3
- 3 出席者 高尾委員長、松本副委員長、伊藤委員、入江委員、久保委員、 黒添委員、柴委員、白石委員、根本委員、山口委員、渡辺委員
- 4 欠席者 岩田委員、遠田委員、小西委員、森谷委員
- 5 事務局 村越社会福祉課長、石田係長、村田主査補
- 6 傍聴者 2名
- 7 資料 ①会議次第、委員名簿
  - ②議題1 白井市第2次地域福祉計画の中間見直し(素案) について
  - ③議題2 「地域福祉に関する施策」にかかる取組について
  - ④白井市第2次地域福祉計画の中間見直し(素案)
  - ⑤白井市第2次地域福祉計画の取組にかかる進行管理シート(令和2年度)

## 8 議 事

#### I 開会

○事務局 ただいまから白井市地域福祉計画策定等委員会第2回会議を開催させていただきます。

初めに、委員長より御挨拶をさせていただきます。委員長よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは改めまして、こんにちは。コロナもだいぶ落ち着いてきたようで、報道によりますと、外国からの入国も緩和するというようなことを言っておりまして、留学生、それから技能実習生を受け入れるという方針が固まったようです。

福祉のほうでは、特に介護と保育士の給与を上げるということを政府が言っていまして、毎回、言っているのですけれども、もう実際には上げるのだということがほぼ決まったようです。

ただ、今日のニュースによりますと、月5,000円から1万円。本当はもっと上げるのかなというふうに期待していたのですけれども、この程度では、学生が介護職あるいは保育士に流れるかどうか、非常に問題だというふうに思いました。

ちなみに、看護師の人気は高く、今日のデータでは月30万円になるそうです。

介護職、介護福祉士は25万円。保育士は23万円。同じ資格を取りまして、専門学校、短大、大学を出ましても、やっぱり看護師のほうがいいということですよね。

これだけ開きがあると、なかなか難しいということで、人材が足りなくなっていったときに、もう今、足りないのですけれども、どうするのかという。政府は本当に給与のことも含めて、考えていかなきゃいけないのだろうと思います。

それから、地域福祉の課題としましては、コロナが落ち着いてきたのはいいのですけれ

ど、その陰で、やっぱり生活苦の問題が浮き彫りになってきております。

特に子供の貧困の問題なのです。尾を引いておりますので、給与含めて地域でカバーしていかないといけない課題がたくさん出てきているというふうに思います。

そういう意味からも、委員の皆さん方の意見を頂いて、施策に反映できるような提案を していきたいと思いますので、忌憚のない御意見をお伺いしたいというふうに思います。 それでは、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

本日、岩田委員、遠田委員、小西委員、森谷委員については、所用のため欠席となります。出席委員は11名となり、委員の半数以上が出席しております。

それでは、会議に移りたいと思います。本日の議題につきましては、白井市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき公開とし、会議録を作成するため、内容については録音させていただきたいと思いますが、御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議事の進行につきましては、委員長が行うこととされておりますので、委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

# Ⅱ 議題1 白井市第2次地域福祉計画の中間見直し(素案)について

○委員長 それでは、議長を務めさせていただきます。時間に限りがございますので、円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

次第に従いまして、議題1、白井市第2次地域福祉計画の中間見直し(素案)について を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題1、白井市第2次地域福祉計画の中間見直し(素案)について、 説明をさせていただきます。

まず初めに、前回の第1回目の説明では、この表題にあります中間見直しの部分を一部 見直しという形で御説明させていただいておりましたが、今回の修正の内容や追加の内 容を踏まえ、計画の中間見直しと表題を変更させていただきましたので、御承知おきくだ さいますようお願いいたします。

では、会議資料の1ページを御覧ください。

まず、会議資料に記載しております計画素案のページなのですけれども、大変申し訳ございません。 1 ページずつ、ずれておりました。誠に申し訳ございませんでした。

今回、中間見直しの概要といたしまして、国の動き、地域共生社会の実現に向けた対応、 中間評価の三つの項目について検討いたしましたので、順に説明させていただきます。

まず、(1)国の動きになります。こちらについては、2点ございます。

まず一つ目に、SDGs (持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進です。

市で策定する計画の考え方を踏まえ、今回よりSDGs持続可能な開発目標の視点を加えて、計画を推進することといたします。

素案の14ページ。計画の体系、基本方針の前段部分に説明を入れた後、5つの基本方針 ごとに、関連する目標について、17項目ありますアイコンのうち、関連する目標のアイコ ンを計画の近くに置いております。

なお、基本方針ごとのアイコンの選定については、それぞれの個別計画、担当課の協力 のもとで設定しておりますことをお伝えさせていただきます。

続きまして、国の動きの②番、新しい生活様式への順応ということで説明をさせていた だきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域福祉の取組においても、新しい生活様式に順応していきたいと考え、記載しております。

本件につきましては、本日、御欠席されております医師会代表の森谷委員に、記載する 内容等、御確認、御相談させていただきましたところ、御了解をいただきましたので、こ れを報告させていただきます。

続きまして、(2)地域共生社会の実現に向けた対応として、①改正社会福祉法の趣旨 を踏まえた体系の整理について説明をさせていただきます。

主にこちらについては、前回、第1回目の会議で御承認いただきました事項になります。 計画の基本方針、5、地域福祉の6番目に、包括的な支援体制づくりを新たに追加して おります。

また、素案の資料編には、社会福祉法から改正社会福祉法の関連する法の一部に変更し、計画素案に載せているところでございます。

続きまして、②市自殺対策計画策定を踏まえた体系の整理。こちらも前回、第1回目の 会議で御承認いただきました事項となります。

基本方針の1、健康づくりの6番目に、自殺対策の推進についてを新たに追加しております。

なお、自殺対策につきましては、健康課の個別計画「しろい健康プラン」に位置づけて、 平成31年度から取組を進めているところでございます。

次に、(3)中間評価。①「計画の前提」に関する事項について説明いたします。

素案は、5ページから9ページです。人口・世帯、地区の状況、支援を必要とする市民の状況について、説明させていただきます。

計画策定当初の図表等について点検しました。

人口推計については、最新版がまだ現時点で出ておりませんので、推計値の部分はその ままとなります。

新しいデータといたしましては、平成27年についての数値が、推計値から実績値となっておりますので、こちらのデータを置き換えております。

平成27年が推計から実績に置き換わり、年度の表記を修正した形となっておりますが、 置き換えによる大きな数値の変化は見られませんでした。

次に、4. 市民意識の地区活動、地域活動に関する意識については、国などの調査内容の変化により、比較対照するデータが全く同じ調査のものがございませんでしたので、類似のデータに差し替えさせていただきました。出典元に変更はなく、「第8期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画に係るアンケート調査」。こちらは令和2年の調査結果になります。

また、「子育て支援に関するアンケート調査」。こちらは平成31年度に実施したアンケートですが、こちらの結果から項目を選出しております。

高齢者、児童、生徒については、健康づくり活動や趣味、地域の行事等が地区活動の参加のきっかけとなっており、地域活動の参加意識が少し高まってきていると記載しています。

続きまして、②地域福祉に関する施策の評価ということで、会議資料は2ページの下段になります。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延等により、地域福祉活動の多くが中止に追い込まれる事態となりました。

その結果、令和2年度の評価が、平成31年度と比較して悪いほうに転じた項目は、28項目となりました。

今後は、コロナ禍における新しい生活様式に沿った活動方法を創意工夫し、これまでの 活動を継続的に進めていくことを記載しております。

計画書の39ページ、40ページの資料編については、判定のA判定からD判定による中間評価の一覧を新たに載せさせていただいております。

また、今回の事業の評価、各評価の実績等を載せた進行管理表につきましては、本日、 お配りしている会議資料の別冊に綴っており、そちらを使用した形となっておりますの で、御了解のほどよろしくお願いいたします。

次に、会議資料の3ページになります。

③個別計画に関する施策の評価になります。基本方針に位置づけのある各種個別計画については、新たな計画の策定や改変の際には、本計画の第2次地域福祉計画との整合を保ち、策定・修正等を行っております。

続きまして、中間見直しによる計画書の追加・修正事項ということで、資料は4ページ、 5ページになります。

こちらについては、今回、計画の中間見直しにより見直しや修正した部分を一覧にしております。アンダーラインが引いてあるところが、修正箇所となり、素案については、網掛けで修正した部分を載せています。

一覧表の右側には、追加、修正事項を入れて確認できるようにしました。

また、会議資料の5ページ、資料編には、今回の中間見直しに関する項目のみで構成し

たいと考え、2番の前計画のふりかえり、5番の計画策定のしくみ、8番の策定勉強会及 び意見交換会での意見についての項目を削除いたします。

中間見直し素案の今後のスケジュールについて説明させていただきます。この中間見直しが、本日、委員の皆様に御承認いただきました後、市民の皆様に御意見を頂くため、パブリックコメントを12月15日から1か月間実施いたします。

実施に当たりましては、12月15日号の広報、市のホームページ等でお知らせし、閲覧できるところについては、各公民館、市の情報公開コーナー、市ホームページ、社会福祉課の窓口等で閲覧できるようにいたします。

本日、御出席いただいている委員の皆様が所属する団体の皆様にも、パブリックコメントの実施について、お声をかけていただけますとありがたく思います、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、議題1について説明をさせていただきました。

- ○**委員長** それでは、事務局のほうから中間見直しの内容について説明がありましたけれども、委員の皆様方から御意見、確認、御質問があればお願いします。
- ○委員 素案 7ページ、I-4-3 支援を必要とする市民の状況ですけれども、介護とか、 そういう高齢者の独居とか、介護とかという支援が必要になることは理解できるのです けれども、最近では、生活困難などの問題が顕在化して、白井市においても、生活保護や 被保護世帯とか、ひとり親家庭が増加していくと思います。

子供の貧困なんかも先ほどお話にありましたけれども、とても重要な課題になっていて、これは、日頃から増加していて、今後の予想、どれぐらい推定されるのかというか、市として、ここのデータでは、介護と障がい児のことしか載っていなくて、生活保護の方がどれぐらいとか、相談に来て、生活を支援していただくみたいな、貸付けですか、一時貸付けとか。そういうものが増えていくのか、どれぐらい増えているのかとか、ひとり親世帯がすごく増えているということなんかを聞きたいと思います。

それで、コロナ禍では、子ども食堂なんかができなくなったということがあって、その後のケアというか対策というか、そういうことなんかも聞きたいと思います。

- ○委員長 今、中間見直しの説明のところで、何か問題ありませんかと。
- ○委員 問題は、要するに、データの中に、生活保護世帯とか貧困とか、そういうところのデータが載っていなくて、貸付けとかも増えていると聞いているので、そういうのも載せたほうがよく分かるんじゃないかなと。支援が必要なのは、高齢者、障がい者だけではないということです。
- ○委員長 それでは、事務局のほうで。
- ○事務局 まず、順を追って、少し説明をさせていただきます。今お話がありました介護とか高齢者とかというところはデータがあるけれどもというところでございましたが、まず、一つありますのが、母子家庭であったり、父子家庭のための手当とされている児童

扶養手当の受給者数とかで見ますと、計画がスタートした平成29年度からは、徐々に増えている状況でございます。

生活保護世帯につきましては、横ばい、もしくは少し減少傾向にあるのですが、コロナの影響等もございまして、今後も維持もしくは増加することもあり得ることから、このまま引き続き注意して見ていかなければならない重要な事項であるとして、修正をしないということになりました。

## ○委員長 はい。

○**委員** 貸付金みたいな。生活保護は減ってきている状況だと思うのですけれども、社協か何かで貸付けしていますよね。そういう件数と額というのは、どういうふうになっているのかというのを聞きたいです。

## ○委員長 事務局から。

○事務局 私のほうから、貸付けの関係ということで。今、根本委員さんがおっしゃっているのが、社会福祉協議会のほうで総合支援資金とか、その貸付けの話になるかと思うのですけれども。

こちらについては、コロナの影響を受けた方ということの期間限定の貸付けについては、数字を持っていないんですけれども、相当数の方が受けられているということは、確かにおっしゃる通りなんですけれども。通常の貸付け制度については、今、このコロナの貸付けがあるので、通常の貸付けのほうには数字は特に影響が出ていないというか、あくまでも一時貸付けのコロナの貸付金の数は増えているという状況なので、この長期的な視点で見る計画にあえて落とし込むようなことは、ちょっと難しいのかなと思っています。

## ○委員長 はい。

○委員 いろいろな計画の進捗状況とか、そういうものの評価のところを見ると、結構コロナの問題で、何々はできなかった、やれなかったというのがすごく目立っていて。コロナを無視した形のデータというのは、ないんじゃないか。コロナの影響というのは、かなり大きいと思って。もし、それでコロナ禍が済んだ後に、貸付けとかそういうのが減ってくるのだったら、コロナの影響でしたねというのが分かるけれども、そうではなくて、実際に、貧困の実態が見えるようなデータが欲しいなというふうに思います。

#### ○委員長 事務局。

○事務局 貸付けについては、あくまでも時限的な貸付けなので、今後の見込みというのは分からない。恐らく、この今の状況下でいくと、特例貸付けというのですけれども、これについては、恐らく、なくなってしまうのじゃないかということがあるので、これから新たに、今、計画の中間見直しさせていただいて、目標数値というのですかね。事業化、事業を数値化で計るものについて、これについて書くのは、ちょっと厳しいのかと思います。

おっしゃる通り、コロナの影響は、今後どこまで続くのか、それは正直誰にも分からない話なので、それによる影響というのを見込んだほうがいいのじゃないかという御意見というのは理解できるのですけれども、それがあるか、ないかを見込んで目標値を立てるということ自体もなかなか難しいところもあるのかなと。

ただ、現状として、コロナについて、コロナを見込んだ対策は必要ですよねということ での表記というのか、そういうことには努めていく必要はあるかとは思っています。これ が、事務局としての考え方。

- ○委員長 そこはいいですかね。
- ○委員はいいいです。
- **○委員長** ほかに御意見がありましたらお願いしたいと思いますが。 はい、どうぞ。
- ○委員 資料の2ページのところで、市民意識というのがあるのですけれども、その2行目のところに、「地域活動への参加意向は高まっています」という言葉があるのですけれども、見直しプランの素案のところの表を見ていますと、対比する表がないのですよね。

子供の「子育て支援に関するアンケート調査」というのはあるのですけれども、これを 見ても、そんなに参加意向が高まっているというのは、どこで見るのかなと。前のやつが ないので、それの比較のしようがないのじゃないかという気がちょっとしました。

また、中間見直しという言葉、前は一部見直しだったのですけれども、ちょうど中間だから見直しをするということなのか、それとも、今後はもう見直しをしないで、全部やるから、中間見直しとするのか、そこがちょっとピンとこないのですけれども。よろしくお願いします。

- ○委員長 では、事務局から説明をお願いいたします。
- ○事務局 では、先ほどの2つ御意見がありましたので、まず1つ目の件についてです。 地域活動についての児童生徒等について、説明について、少し意識が高まっているというところが、この表だけでは分かりにくいのではないかというところを御指摘いただいたのだと思います。

前回と同じ項目で比較でできれば一目瞭然でしたが、ありませんでした。今回使用した 地域の行事やイベントなどの活動について、児童が「参加したことがある」と答えた保護 者は8割以上になっておりました。前回の項目では、「参加したことがなく、今後も参加 する予定がない」と答えている児童がかなり多くいたというところもあり、そういったと ころも踏まえてこのように記載いたしました。こちらについては、言葉、文言等が少し足 りず分かりにくいため、表現を少し工夫できたらと思いました。御意見ありがとうござい ました。

- ○委員長 事務局。
- ○事務局 もう一つの中間の見直しという表現というか、それについてなのですけれど

も、もともと、この地域福祉計画というのは、西暦でいいますが2017年スタートして、終了年は2025年という9か年の計画という長いスパンでの計画を見越して立てている中で、その間、ちょうど中間点に当たる、本来であれば昨年度だったのですけれども、取組を進める中で色々と社会情勢の変化であったりとか、法律の改正であったりとか、そういうのを受けて、1回中間点で見直しをしましょうというのが、当初から見込まれていたものになるので、それに合わせて、長いスパンの中間年の見直しということで、中間見直しという表現のほうが逆に分かりやすいのかなということで、あえて、そういう表現に戻したところです。

- ○委員 もう今後はないのですかね。今後、見直しはないのですか。
- ○事務局 今後、4年間の中での計画の柱としての見直しはしないです。あくまでも、事業施策のほうの入替えというか、そういう見方はしていきますけれども、柱としての考え方は変わらない。
- ○委員 ありがとうございます。
- ○委員長 いわゆる意識の問題ですけれども、ここにデータがなくても、ほかのところで確認できるのであれば、高まってきているというような言い方でも構わないというふうには思いますけれども。

ほかに御意見があれば。よろしいでしょうか。

どうぞ。お名前をお願いいたします。

○委員 3ページの第2次地域福祉計画の評価のところなのですが、3番の地域福祉活動への市民参加の促進。ここのところ、平成31年度と令和2年度の比較が出ているのですが、2年度は完全にコロナで、ほとんどの事業が行われていないというところが実情ではないかと思うのですが、これを見ると、あまり大差がないのです。これは、どうしてですか。

- ○委員長 事務局のほうから。
- ○事務局では、事務局のほうから説明をさせていただきます。

資料の3ページにあります上段にある表を御覧いただきながら、平成31年と令和2年で、令和2年のほうがほとんどできていなかったのに対して、評価はそれほど悪くなかった理由は何でしょうかという御質問だったかと思うのですけれども。今日、別冊でお配りしております取組の進行管理シートでそれぞれの評価を掲載している中で、相談、情報の発信だったり、相談の事業であったりという、コロナ禍ではあっても事業を実施したものも多くございますことから、このような評価結果になったと、事務局としては思っているところでございます。

実際に、確かに28項目下がってしまっているところは事実でございますし、ただ、やらなければならないものというところのもの、あとは、全くできなかったというもの以外に、情報の発信、相談窓口の設置というところについては、実施できていたものですので、そ

ういったことを踏まえますと、下がってしまったものが28項目だったという形になります。よろしかったでしょうか。

- ○委員長 どうですか。
- ○**委員** 28項目ができなくなったというのは、すごく分かるのですが、この表を見ている限りでは、そんなに差がないのですよね。私なんかも団体で、ほとんどの活動が全部中止になっているのに、どういったのができているのかなって。逆にどういうのができているのかなというのは、すごい不思議なんですが。
- ○委員長 事務局のほうから。
- ○事務局 再度、説明させていただきます。

進行管理シートの中からなのですけれども、先ほどお話ししました情報発信というところでは、毎年作っております保健福祉に関するガイドブックの発行があります。ガイドブックを転入の方だったり、相談支援で必要な方にお配りしております。そういったものについては、コロナ禍であっても取り組めています。

また、民生委員さんの会議等につきましても、可能な範囲で間隔を空けて換気をしながら実施しており、コロナ禍であっても会議をやらなければならないものもございますので、開催方法を工夫して実施できたという結果となりました。

また、避難行動要支援者に対する支援として、地域防災計画の見直しにより、避難支援プランを策定したというところも、計画の策定が目標になっているものについては実施できたという評価となります。幾つか紹介させていただいたのですが、よろしかったでしょうか。

- ○委員長 よろしいですか。ほかに御意見。どうぞ。
- ○委員 すごく良いなと思ったことを一つ言わせていただきます。

今回、中間見直しということで、新たにこの国の動きというところから、SDGsについてを計画の中に落とし込んでいらっしゃるのですけれども、これが私の中では、すごいなと思ったのです。知識がなかったというのがあるのですけれども、SDGsって環境問題に関連するものだという意識がすごく強かったので、これが社会福祉にも関わってくるのだなというのと、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しという目標があったんだというのとかを全然知らなかったので、SDGsに関する意識が変わったというか。社会福祉に取り入れられるのだなというのが、すごい分かって良かったなというのがあったので、今回、この計画の見直しでこういうのを入れてきたのは、本当にすごいなと思いました。

- **○委員長** ほかによろしいですか。どうぞ。
- ○委員 2点あるのですけれども、2番の地域共生社会の実現に向けた対応ということで、改正社会福祉法の趣旨を踏まえた体系の整理とあるのですけれども、この社会福祉法が変わって、令和4年から社会福祉連携推進法人制度というのが施行されるみたいなの

ですけれども、そこのところをもうちょっと詳しく載せてもらったほうが、白井市ってどういうふうに、この社会福祉連携推進法人制度とが関係してくるのかというのが、もうちょっと説明を入れてほしいと思うのと。

それから、3ページの第2次地域福祉計画に位置づけのある個別計画というところの健康づくりなのですけれども、健康増進、食育、歯科口腔保健推進計画、自殺対策と四つあるのですけれども。健康増進のためには、歯科口腔が入っているからいいと思うのだけれども、やっぱり目歯耳だと思うのです。体の健康と同時に、そういう感覚器の健康がちゃんとなっていないと、高齢化したときは、非常に健康度が後退するので、ここに高齢者の難聴対策というのを入れてもらえないかなという。補強していただきたいと思います。

○委員長 事務局のほうでお願いします。

○事務局 今、2点質問がありましたので、順に説明をさせていただきます。

まず一つ目の厚労省が令和2年6月に社会福祉連携推進法人制度というものを提案しているというところで、こちらは2年間の間に準備をしてということで、令和4年度から法人制度が施行されるという形になっております。

こちらについては、社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等が社員になり、福祉サービス事業者間の連携、協働を図るための取組等を行う新たな法人制度ですということで、準備がされているということです。国から社会福祉課のほう等に通知、この法人制度について頂いているものについては、市が所管している社会福祉法人にメールでお知らせするなどして、情報を共有しているところなのではありますが、社会福祉法人さんのほうから、特にここが、こういうふうにしたらとかという御相談は、現時点で問い合わせは来ていないという形になります。新しい制度でございますので、なるべく市と社会福祉法人さんが同じ視点で検討していけるようにという形で、情報共有をメールでやり取りしているところでございます。

続きまして、健康づくりに関する事項に、高齢者の難聴対策の追加をということでお話がありました。委員のおっしゃる通り、健康づくりとしてかなり広く見るというところの視点ではございますが、この健康づくりの位置づけは、しろい健康プランとなっております。しろい健康プランは4つの計画に分かれていて、健康増進計画、食育推進計画、歯科口腔保健推進計画、自殺対策計画。全て法律に基づく、努力義務ではありますが、個別計画となっておりますことから、健康づくりの同じ柱で、難聴対策を位置づけるのは少し難しいかと思います。高齢者の難聴対策は以前市議会で少し出たことがあります。健康づくりよりもどちらかといえば、高齢者福祉計画、介護福祉計画で位置づくものになろうかと思います。高齢者の計画は3年に1度、法に基づき改正しているところでございますので、御意見があったことを担当課に伝えて共有していきたいと思っておりますので、御了解いただけたらと思います。

以上です。

- ○委員長 よろしいですか。
- ○委員 はい。
- ○委員長 ほかに御意見がありましたら、お願いしたいと思いますが。よろしいですか。
- ○委員なし。
- ○**委員長** 見直し(素案)の件については、特に大きな見直しの問題はないと判断させていただきます。どうもありがとうございました。

# Ⅲ 議題2 「地域福祉に関する施策」にかかる取組について

○委員長 それでは、次に行きたいと思います。

引き続きまして、議題の2です。「地域福祉に関する施策」にかかる取組についてに移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局では、議題2、「地域福祉に関する施策」にかかる取組について、事務局より 説明をさせていただきます。

会議資料は、6ページから7ページにかけてになりますので、御覧ください。

白井市第2次地域福祉計画の「地域福祉に関する施策」にかかる取組については、平成30年度から令和3年度の4年間の個別計画として取組を進めております。後半の令和4年度から令和7年度までの取組を進めるに当たり、今年度に実施する地域福祉計画の中間見直しとの整合及び近年の法改正や制度の変更に対応するため、第1回目の会議で御承認いただきました包括的な支援体制づくりに関する項目、包括的な相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援についてをこちらの取組に追加したいと考えております。

また、近年の法改正や制度の変更に対応するため、取組項目及び実績の指標について、 関係各課の協力により点検し、必要な項目については、一部修正を行いたいと考えており ます。

こちらの件につきましては、点検等の作業を含め、次回、第3回の会議で御報告をさせていただきたいと思っておりますので、少しお時間をいただきたいと思います。

議題2について、事務局より説明をさせていただきました。以上です。

○委員長 それでは、「地域福祉に関する施策」にかかる取組について、内容説明がありました。御質問、確認、御意見がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい。どうぞ。

○委員 6ページの包括的な支援体制づくりに関する項目の追加ということで、包括的な相談支援を世代を問わず包括的に相談を受け止め、支援を行いますって。今までは、介護は包括支援センターとか、障がい者は障害福祉課とか、子供とか、貧困とかというのも課ごとに分かれたり。民生委員さんとか、子ども福祉士とか福祉支援員さんとか分かれて

やってきていたと思うのです。

それを世代を問わずに包括的に、SDGsの考え方から来ているのだと思うのですけれども、どういう窓口というか、支援の例えば松戸市だったら、何でもすぐやる課みたいな、福祉だったら何でもこいみたいな、そういうのをつくるのかどうするのかをお聞きしたいです。

## ○委員長 事務局のほうから。

○事務局 包括的な相談支援で、世代を問わず包括的に受け止めるというところについて、どういったイメージなのかというところだと思うのですけれども。実際には、まだこれから検討していく段階ではあるのですけれども、実際に、委員がおっしゃるように、各課での窓口支援については、充実がかなり図られておられると思っております。

それが庁内で情報がしっかりと共有されているか、情報を共有することによって、見えない対象者が見えてくるということもあります。そのため庁内職員でまずしっかりと連携を取るべきだと考え、まだ検討中の段階ではあるのですけれども、庁内関係課職員の連携を強化するというイメージと、あとは、必要に応じた連携会議、ケース検討を位置づけるというところです。

あとは、自分の課のことだけではなく、広い視点で様々な情報をまず共有して職員が理解し、そのうえで、できる連携ということを考えていきたいと思っています。

今回は少し宿題をいただいた形で、3回目の会議で少しお示しできればと思います。そ ういったところで、包括的な支援体制づくりについては、これから職員と共に、関係の団 体の方々と連携させていただきながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

### ○委員長 はい。

○委員 これからだということなので、ちょっと楽しみにしたいと思うのですけれども。でも、この相談支援というのは、地域の住民との関わりの中の相談なのですよね。対象は住民なのですよね。それで、いろいろ後ろのほうの資料を見たところでは、どうしてもコロナになっちゃうのですけれども、コロナ禍で相談活動とか、訪問活動とか、そういうのがものすごく減っていって、評価が下がっている部分というのが多かったと思うのです。

それで、向こうから来るのを待っているんじゃないと思うのです。この支援というのは。こっちから行く支援だと思うのです。民生委員さんとか、児童支援員さんなんかも、みんな、こっちから行く支援だと思うのですけれども。そこで、今回コロナで、コロナがいつまで続くか分からないです。これからずっと続くと思うのです。共にウィズコロナでずっと生活していかなきゃいけない時代が来ると思うので。自分がコロナにかかって感染させてはいけないとか、うつるのは予防すればいいのだけれども、自分が感染させるということが怖くて支援に行けないという。そういう問題が大きな問題になってくると思うのです。

そのためにも、そういう支援をする方々が、ちゃんと私は陰性ですよと。ワクチン打っ

ただけじゃなくて、陰性ですよという証明みたいなものをきちっと持って、PCR検査かなんかやって、堂々とって言ったら変だけど、そういう活動にブレーキかけないような、そういうシステムをきちっとやらないと、この福祉の問題というのは私は解決しないのかなというふうに思うので。ぜひ、その辺も、そういうことに関わる人たちは、陰性証明を持って、何とかパスポートじゃないのですけれども、そういうのをきちっと持って支援に当たるというふうにやられたほうがいいのじゃないかなというふうに思います。

**○委員長** 今のは提案として受け止めておいていただきたいと思います。今、答えを出す とかということではなくて。そういう点でお願いしたいというふうに思います。

ほかに御意見がありましたら、お願いしたいと思いますが。よろしいでしょうか。 それでは、ほかに御意見がないようでしたら、議題2については終了いたしますが、よ ろしいでしょうか。

○委員 なし。

### IV その他

- ○委員長 それでは、その他として、事務局から説明がありましたら、お願いします。
- ○事務局 では、その他ということで、次回の会議開催等について、お知らせさせていただきたいと思います。先ほども説明いたしました第3回の会議は、2月の開催を予定しております。

議題については、計画の中間見直しの最終案の決定についてのほか、先ほどお話しさせていただいた地域福祉に関する施策にかかる主な取組の案について、御審議をお願いしたいと考えております。後日、日程の調整で御連絡をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、感染症予防対策の一環といたしまして、本審議会においても、御希望のある方は、 オンライン・リモートでの会議参加を取り入れていきたいと考えております。希望される 委員がおられましたら、準備の都合がございますので、一度、事務局のほうへ御相談いた だけるとありがたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○**委員長** それでは、皆様方の御協力によりまして、これで白井市地域福祉計画策定等委員会の第2回会議を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。